

すけ坊かわら版

足立区消費者センター

〒123-0851 足立区梅田 7-33-1
エル・ソフィア2階 ☎3880-5385 消費生活相談専用 ☎3880-5380
相談時間：平日午前9時～午後4時45分（年末年始を除く）



令和4年
3月10日発行

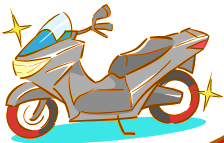
足立区消費者センターキャラクター
あなたのおたすけ隊
“はりきり！すけ坊”



2022年4月1日以降
**18歳から
成人に！**

「未成年だから…」は、
もう通用しません！！

親に内緒で、
クレジットでバイクを
買ったけど…



払えないから
解約したい…

ご注意
ください！

請求書

新成人のみなさん！契約には責任が生じます！

詳しくは裏面へ

民法改正により、2022年4月1日から、 成年年齢が20歳 → 18歳に引き下げられます。

成人になると…

親などの同意がなくても、自分の意思で契約できるようになります。

例

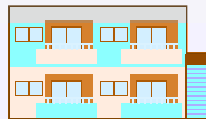
携帯電話の契約



クレジットカードをつくる



ローンを組む、一人暮らしの部屋を借りる



など

その一方で、

「未成年」を理由に契約を取り消すこと（民法：「未成年者取消権」）ができなくなります。

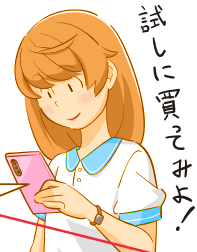
そのため、**若者を狙う悪質事業者**に注意が必要です。

若者に多い**消費者トラブル3選**

トラブル1

定期購入

インターネットで「初回無料」の広告を見て、1回限りのつもりで注文したら、支払総額が高額な定期購入だった。



※××コースは、4回以上の購入が条件です。

トラブル2

美容医療

無料脱毛エステ体験後、別室でしつこく勧誘され、高額なコース契約をしてしまった。



トラブル3

もうけ話

大学の先輩に「簡単にもうかる」と勧誘され、稼ぐ方法を記載した教材を借金をして買ったが、もうからなかった。



》》 まずは契約する前に 《《

■ 料金や契約内容をよく確認しましょう。

■ 借金やクレジット契約を勧められても、きっぱり断りましょう。

困ったときは、
まず相談。



足立区消費者センター

03-3880-5380



足立区消費者センター HP



飲酒・喫煙・公営ギャンブル等は
今まで通り20歳から!

詳しくは、



政府広報オンラインHP